

## 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率

健全化判断比率は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するもので、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率から構成されています。また、資金不足比率は、公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

本市においては、いずれの指標も健全段階にあります。

### ①健全化判断比率

(単位：%)

項目	本市の比率		早期健全化基準	財政再生基準
	R 4	R 5		
実質赤字比率	—(△7.19)	—(△7.77)	12.46	20.00
連結実質赤字比率	—(△40.20)	—(△34.80)	17.46	30.00
実質公債費比率	7.8	8.2	25.0	35.0
将来負担比率	41.2	45.1	350.0	

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」と表示しています。また、括弧書きは、それぞれ実質黒字の比率を表しています。なお、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準は、本市の令和5年度決算における基準です。

#### 【早期健全化基準】

自主的な改善努力による財政健全化が必要な段階を示す基準です。これを超える場合は、財政健全化計画の策定や外部監査の要求の義務付けのほか、国や県から財政健全化のための必要な勧告がなされることがあります。

#### 【財政再生基準】

国等の関与による確実な再生が必要な段階を示す基準です。これを超える場合は、財政再生計画の策定や外部監査の要求の義務付けのほか、地方債の発行が制限され、かつ財政運営が計画に適合しないと認められる場合などにおいては、国から予算の変更などが勧告されます。

### ②資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率		経営健全化基準
	R 4	R 5	
米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計	—	—	
米沢市青果物地方卸売市場費特別会計	—	—(△4.3)	
米沢市水道事業会計	—(△301.6)	—(△271.5)	20.0
米沢市下水道事業会計	—(△15.6)	—(△12.1)	
米沢市立病院事業会計	—(△15.1)	—(△4.6)	

※資金不足額がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。また、括弧書きは、それぞれ資金剰余の比率を表しています。

#### 用語の解説

- 実質赤字比率は、一般会計等に生じている赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で表したものです。
- 連結実質赤字比率は、全会計に生じている赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で表したものです。
- 実質公債費比率は、借入金の返済額（公債費）の大きさを標準財政規模に対する割合で表したものです。
- 将来負担比率は、借入金など現在抱えている負債の大きさを標準財政規模に対する割合で表したものです。